

個 表 編

※技術的助言については、審査基準としている。このため、今後、各許認可等事務に関して通知される技術的助言についても、審査基準の対象とする。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	建築確認
根拠法令と条項	第6条第1項
法令の定め	<p>(建築物の建築等に関する申請及び確認)</p> <p>第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。</p> <p>一 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの</p> <p>二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの</p> <p>三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの</p> <p>四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物</p>
審査基準	法令
標準処理期間	35日（7日）※カッコ内は法第6条第1項第4号の建築物
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	完了検査
根拠法令と条項	第7条第1項
法令の定め	(建築物に関する完了検査) 第七条 建築主は、第六条第一項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。
審査基準	法令
標準処理期間	7日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	中間検査
根拠法令と条項	第7条の3第1項
法令の定め	<p>(建築物に関する中間検査)</p> <p>第七条の三 建築主は、第六条第一項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程（以下「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。</p> <p>一 階数が三以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程</p>
審査基準	法令
標準処理期間	7日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	仮使用認定（特定行政庁）
根拠法令と条項	第7条の6第1項第1号
法令の定め	<p>（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限）</p> <p>第七条の六 第六条第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラーその他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機若しくは防火区画で政令で定めるものに関する工事（政令で定める軽易な工事を除く。以下この項、第十八条第二十四項及び第九十条の三において「避難施設等に関する工事」という。）を含むものをする場合においては、当該建築物の建築主は、第七条第五項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。</p> <p>一 特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたとき。</p> <p>二～三 略</p>
審査基準	<p>設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中の建築物の安全確保について (昭和53年11月7日 建設省住指発第805号) ・ 仮使用承認に係る手続きの迅速化について (平成24年3月30日 国住指第4252号)) ・ 仮使用承認に係る手続きの迅速化について (平成25年3月29日 国住指第4845号) ・ 建築基準法の一部を改正する法律等の施行について (平成27年5月27日 国住指第558号、国住街第40号) ・ 工事中建築物の仮使用認定手続きマニュアル（一般財団法人日本建築防災協会）
標準処理期間	30日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	平成27年6月1日施行建築基準法改正により、仮使用承認は仮使用認定に改正された。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	仮使用認定（建築主事）
根拠法令と条項	第7条の6第1項第2号
法令の定め	<p>（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限）</p> <p>第七条の六 第六条第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラーその他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機若しくは防火区画で政令で定めるものに関する工事（政令で定める軽易な工事を除く。以下この項、第十八条第二十四項及び第九十条の三において「避難施設等に関する工事」という。）を含むものをする場合においては、当該建築物の建築主は、第七条第五項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 建築主事又は第七条の二第一項の規定による指定を受けた者が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めたとき。</p> <p>三 略</p> <p>2 略</p> <p>3～4 略</p>
審査基準	<p>設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第7条の6第1項第2号の国土交通大臣が定める基準等を定める件（平成27年2月23日 国土交通省告示第247号） ・ 建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（平成27年5月27日 国住指第558号、国住街第40号） ・ 工事中建築物の仮使用認定手続きマニュアル（一般財団法人日本建築防災協会）
標準処理期間	7日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	平成27年6月1日施行建築基準法改正により、仮使用承認は仮使用認定に改正された。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	道路の指定
根拠法令と条項	第42条第1項第4号
法令の定め	<p>(道路の定義)</p> <p>第四十二条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員四メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの</p> <p>五 略</p>
審査基準	<p>設定</p> <p>建築基準法道路関係規定運用指針の策定について</p> <p>(平成19年6月20日 国住街第64号)</p>
標準処理期間	30日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	道路の位置の指定
根拠法令と条項	第42条第1項第5号
法令の定め	<p>(道路の定義)</p> <p>第四十二条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員四メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの</p>
審査基準	<p>設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法施行令第144条の4 ・ 道路位置指定申請の手引き <p>(平成21年4月1日改正 街づくり計画部建築指導課作成)</p>
標準処理期間	90日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	接道認定
根拠法令と条項	第43条第2項第1号
法令の定め	<p>(敷地等と道路との関係)</p> <p>第四十三条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第四十四条第一項を除き、以下同じ。）に二メートル以上接しなければならない。</p> <p>一 自動車のみ交通の用に供する道路</p> <p>二 地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内の道路</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>一 その敷地が幅員四メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に二メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの</p> <p>二 略</p> <p>三 略</p>
審査基準	<p>設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法施行規則第10条の3第1項、第3項 ・ 建築基準法第43条第2項第1号の規定に関する認定基準 ・ 建築基準法第43条第2項第1号の規定に関する認定基準の運用について（街づくり計画部建築指導課作成）
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・ 建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	接道許可
根拠法令と条項	第43条第2項第2号
法令の定め	<p>(敷地等と道路との関係)</p> <p>第四十三条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第四十四条第一項を除き、以下同じ。）に二メートル以上接しなければならない。</p> <p>一 自動車のみ交通の用に供する道路</p> <p>二 地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内の道路</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>一 略</p> <p>二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの</p>
審査基準	<p>設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法施行規則第10条の3第4項 ・ 建築基準法第43条第2項第2号許可取扱い方針 ・ 建築基準法第43条第2項第2号に基づく包括同意基準 ・ 建築基準法第43条第2項第2号 許可申請書作成の手引き (街づくり計画部建築指導課作成)
標準処理期間	<p>① 包括同意物件（事前相談あり）：14日</p> <p>② 個別案件：未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・ 建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	事前相談のない場合の許可実績はなく、標準処理期間の設定は事前相談対応物件の期間である。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	道路内建築の許可
根拠法令と条項	第44条第1項第2号、第4号
法令の定め	<p>(道路内の建築制限)</p> <p>第四十四条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>一 略</p> <p>二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの</p> <p>三 略</p> <p>四 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの</p> <p>2 特定行政庁は、前項第四号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない</p>
審査基準	<p>設定</p> <p>【法第44条第1項第2号関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第44条第1項第2号許可に関する包括同意基準 (所沢市建築審査会 平成30年1月22日議決) <p>【法第44条第1項第4号関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アーケードの取扱いについて (昭和30年2月1日 国消発第72号、発住第5号、警察庁発備第2号) ・道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について(技術的助言) (平成30年7月11日 国住指第1201号、国住街第80号) ・道路の上空に設ける通路の取扱いについて (平成30年7月11日 国道利第7号) ・道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて(通達) (平成30年7月11日 警察庁規発第84号) ・道路の上空に設ける通路に係る消防法第7条の同意の運用について(通知) (平成30年7月11日 消防予第423号)
標準処理期間	<p>【法第44条第1項第2号関係】</p> <p>①包括同意案件：14日 ②個別案件：35日</p> <p>【法第44条第1項第4号関係】</p> <p>45日</p>
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	建築審査会の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	用途規制の特例許可
根拠法令と条項	第48条
法令の定め	<p>(用途地域等)</p> <p>第四十八条 第一種低層住居専用地域内においては、別表第二(イ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>2 第二種低層住居専用地域内においては、別表第二(ロ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>3 第一種中高層住居専用地域内においては、別表第二(ハ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>4 第二種中高層住居専用地域内においては、別表第二(ニ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>5 第一種住居地域内においては、別表第二(ホ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>6 第二種住居地域内においては、別表第二(ヘ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>7 準住居地域内においては、別表第二(ト)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が準住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>8 田園住居地域内においては、別表第二(チ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が農業の利便及び田園住居地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>9 近隣商業地域内においては、別表第二(リ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便及び当該住宅地の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p>

	<p>1 0 商業地域内においては、別表第二(ぬ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が商業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>1 1 準工業地域内においては、別表第二(る)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>1 2 工業地域内においては、別表第二(を)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便上又は公益上必要と認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>1 3 工業専用地域内においては、別表第二(わ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>1 4 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）の指定のない区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。）内においては、別表第二(か)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が当該区域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>1 5 特定行政庁は、前各項のただし書の規定による許可（次項において「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。</p> <p>1 6 前項の規定にかかわらず、特定行政庁は、第一号に該当する場合においては同項の規定による意見の聴取及び同意の取得を要せず、第二号に該当する場合においては同項の規定による同意の取得を要しない。</p> <p>一 特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転（これらのうち、政令で定める場合に限る。）について特例許可をする場合</p> <p>二 日常生活に必要な政令で定める建築物で、騒音又は振動の発生その他の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な国土交通省令で定める措置が講じられているものの建築について特例許可（第一項から第七項までの規定のただし書の規定によるものに限る。）をする場合</p> <p>1 7 特定行政庁は、第十五項の規定により意見を聴取する場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の三日前までに公告しなければならない。</p>
<p>審査基準</p>	<p>設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自動車車庫に係る建築基準法第48条第1項から第3項までの規定に基づく許可の運用について」（平成2. 1 1. 2 6建設省住街発第1 4 7号） ・「自動車修理工場に係る建築基準法第48条第5項から第7項までの規定に基づく許可の運用について」（平成5. 6. 2 5建設省住街発第9 5号）

	<ul style="list-style-type: none"> ・「自動車修理工場の立地に関する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について」(平成24.3.31国土交通省国住街第257号) ・ナトリウム・硫黄電池を設置する建築物に係る建築基準法第48条第4項から第10項までの規定に関する許可の運用について(平成11年7月12日 建設省住街発第65号) ・「地下貯蔵により貯蔵される液化石油ガスの貯蔵又は処理に供する建築物に係る建築基準法第48条第4項から第10項までの規定に関する許可の運用について」(平成13年3月23日 国住街第205号) ・「ガス導管事業の用に供する建築物に係る建築基準法第48条第1項から第3項までの規定に関する許可の運用について」(平成16年3月31日 国住街第403号) ・「特定規模電気事業の用に供する建築物に係る建築基準法第48条第1項から第3項までの規定に関する許可の運用について」(平成17年3月31日 国住街第300号) ・「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法用途規制違反への対応及び同法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成22年9月10日 国住指第2263号・国住街第78号) ・「水素スタンドにおける圧縮水素の貯蔵又は処理に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成23年3月25日 国住街第187号) ・「可燃性ガスの製造工場に該当する下水処理上のバイオガス製造に対する建築基準法第48条ただし書き許可の運用について(技術的助言)」(平成24年3月30日 国住街第254号) ・「圧縮ガスの貯蔵又は処理に供する圧縮天然ガススタンドに対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用方針について(技術的助言)」(平成25年3月29日 国住街第168号) ・「小規模な圧縮水素ガススタンドにおける圧縮水素の製造に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成28年3月8日 国住街第168号) ・「学校給食共同調理場に係る建築基準法第48条の規定に基づく許可の事例について(技術的助言)」(平成27年12月4日 国住街第124号) ・「第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域におけるコンビニエンスストアの立地に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成28年8月3日 国住街第93号) ・「準住居地域、近隣商業地域及び商業地域における原動機を用いた仕分け、包装、荷造等の諸作業を伴う倉庫の立地に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成28年8月29日 国住街第100号)
標準処理期間	60日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課

備考

公聴会の開催、建築審査会の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	特殊建築物の位置の許可
根拠法令と条項	第51条
法令の定め	<p>(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)</p> <p>第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。</p>
審査基準	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業規模、周辺の土地利用状況、近隣住民の意向、都市計画部局との調整など、総合的判断を要するため、一律的な具体的基準の設定は困難である。
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	都市計画審議会の議を経ることを要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	計画道路がある場合の容積率の例外許可
根拠法令と条項	第52条第10項
法令の定め	<p>(容積率)</p> <p>第五十二条</p> <p>1～9 略</p> <p>10 建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路(第四十二条第一項第四号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。)に接する場合又は当該敷地内に計画道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該計画道路を第二項の前面道路とみなして、同項から第七項まで及び前項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。</p>
審査基準	<p>設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「計画道路の沿道における土地利用の高度化のための措置について」(昭和59年4月19日 建設省住街発第32号)
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・建築審査会の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	機械室等に関する容積率の例外許可
根拠法令と条項	第52条第14項
法令の定め	<p>(容積率)</p> <p>第五十二条</p> <p>1～13 略</p> <p>14 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、第一項から第九項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。</p> <p>一 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物</p> <p>二 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物</p>
審査基準	<p>設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について (平成23年3月25日 国住街第188号) (平成26年3月31日 国住街第170号)
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	建築審査会の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	建蔽率の例外許可（制限の緩和）
根拠法令と条項	第53条第5項
法令の定め	<p>（建蔽率）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。</p> <p>一 特定行政庁が街区における避難上及び消火上必要な機能の確保を図るため必要と認めて前面道路の境界線から後退して壁面線を指定した場合における、当該壁面線を越えない建築物</p> <p>二 特定防災街区整備地区に関する都市計画において特定防災機能（密集市街地整備法第二条第三号に規定する特定防災機能をいう。次号において同じ。）の確保を図るため必要な壁面の位置の制限（道路に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び道路に面する高さ二メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。同号において同じ。）が定められた場合における、当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物</p> <p>三 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例において防災街区整備地区計画の区域（特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画が定められている区域に限る。）における特定防災機能の確保を図るため必要な壁面の位置の制限が定められた場合における、当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物</p>
審査基準	<p>未設定</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、あらかじめ具体的な審査基準の設定は困難である。
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	建築審査会の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	建蔽率の例外許可（制限の適用除外）
根拠法令と条項	第53条第6項第3号
法令の定め	<p>（建蔽率）</p> <p>6 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>一～二 略</p> <p>三 公園、広場、道路、川その他これらに類するもの内にある建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもの</p>
審査基準	<p>未設定</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、あらかじめ具体的な審査基準の設定は困難である。
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	建築審査会の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	最低敷地面積の制限に係る例外許可
根拠法令と条項	第53条の2第1項第3号、第4号
法令の定め	<p>(建築物の敷地面積)</p> <p>第五十三条の二 建築物の敷地面積は、用途地域に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、当該最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。</p> <p>一～二 略</p> <p>三 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地进行を有する建築物であつて、特定行政庁が市街地の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの</p> <p>四 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</p>
審査基準	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、あらかじめ具体的な審査基準の設定は困難である。
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	建築審査会の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	高さ限度の例外認定
根拠法令と条項	第55条第2項
法令の定め	<p>(第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度)</p> <p>第五十五条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の都市計画において建築物の高さの限度が十メートルと定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものの高さの限度は、同項の規定にかかわらず、十二メートルとする。</p> <p>3～4 略</p>
審査基準	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、あらかじめ具体的な審査基準の設定は困難である。
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	高さ限度の許可
根拠法令と条項	第55条第3項第1号、第2号
法令の定め	<p>(第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度)</p> <p>第五十五条</p> <p>3 前二項の規定は、次の各号の一に該当する建築物については、適用しない。</p> <p>一 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可したもの</p> <p>二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したもの</p>
審査基準	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、あらかじめ具体的な審査基準の設定は困難である。
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	建築審査会の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	日影規制の例外許可
根拠法令と条項	第56条の2第1項
法令の定め	<p>(日影による中高層の建築物の高さの制限)</p> <p>第五十六条の二 別表第四(イ)欄の各項に掲げる地域又は区域の全部又は一部で地方公共団体の条例で指定する区域(以下この条において「対象区域」という。)内にある同表(ロ)欄の当該各項(四の項にあつては、同項イ又はロのうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの)に掲げる建築物は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで(道の区域内にあつては、午前九時から午後三時まで)の間において、それぞれ、同表(ハ)欄の各項(四の項にあつては、同項イ又はロ)に掲げる平均地盤面からの高さ(二の項及び三の項にあつては、当該各項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから地方公共団体が当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの)の水平面(対象区域外の部分、高層住居誘導地区内の部分、都市再生特別地区内の部分及び当該建築物の敷地内の部分を除く。)に、敷地境界線からの水平距離が五メートルを超える範囲において、同表(ニ)欄の(一)、(二)又は(三)の号(同表の三の項にあつては、(一)又は(二)の号)のうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、土地利用の状況等を勘案して条例で指定する号に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合又は当該許可を受けた建築物を周囲の居住環境を害するおそれがないものとして政令で定める位置及び規模の範囲内において増築し、改築し、若しくは移転する場合においては、この限りでない。</p>
審査基準	<p>設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第56条の2(日影による中高層建築物の高さの制限)に係る許可制度の適切な運用について(昭和61年7月17日建設省住街発第57号) ・ 建築基準法第56条の2第1項ただし書許可取扱い方針 (平成29年2月1日) ・ 建築基準法第56条の2第1項ただし書に基づく包括同意基準 (平成29年2月1日)
標準処理期間	<p>設定</p> <p>① 包括同意案件 10日</p> <p>② 個別案件 35日</p>
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	建築審査会の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

根拠法令と条項	高架の工作物内建築物の高さ制限の例外認定
許認可等の種類	第57条第1項
法令の定め	<p>(高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和)</p> <p>第五十七条 高架の工作物内に設ける建築物で特定行政庁が周囲の状況により交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、前三条の規定は、適用しない。</p> <p>2 略</p>
審査基準	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、あらかじめ具体的な審査基準の設定は困難である。
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

根拠法令と条項	高度利用地区内の容積率制限等の例外許可
許認可等の種類	第59条第1項第3号
法令の定め	<p>(高度利用地区)</p> <p>第五十九条 高度利用地区内においては、建築物の容積率及び建蔽率並びに建築物の建築面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）は、高度利用地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>三 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</p>
審査基準	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <p>事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい。</p>
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <p>事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。</p>
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	建築審査会の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

根拠法令と条項	高度利用地区内の壁面位置の制限例外許可
許認可等の種類	第59条第2項
法令の定め	<p>(高度利用地区)</p> <p>第五十九条 高度利用地区内においては、建築物の容積率及び建ぺい率並びに建築物の建築面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）は、高度利用地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>三 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</p> <p>2 高度利用地区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、建築物の地盤面下の部分及び国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものを除き、高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、前項各号の一に該当する建築物については、この限りでない。</p>
審査基準	<p>未設定</p> <p>(理由) 事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい。</p>
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <p>事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。</p>
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	建築審査会の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	高度利用地区内の道路斜線の例外許可
根拠法令と条項	第59条第4項
法令の定め	(高度利用地区) 第五十九条 4 高度利用地区内においては、敷地内に道路に接して有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、第五十六条第一項第一号及び第二項から第四項までの規定は、適用しない。
審査基準	未設定 (理由) ・事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、あらかじめ具体的な審査基準の設定は困難である。
標準処理期間	未設定 (理由) ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	建築審査会の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	総合設計の許可
根拠法令と条項	第59条の2第1項
法令の定め	<p>(敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例)</p> <p>第五十九条の二 その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率又は各部分の高さは、その許可の範囲内において、第五十二条第一項から第九項まで、第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。</p>
審査基準	<p>設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合設計許可準則の改正について (昭和61年12月27日付建設省住街発第93号) ・総合設計許可準則に関する技術基準について (昭和61年12月27日付建設省住街発第94号) ・総合設計許可準則の一部改正について (平成2年11月26日建設省住街発第148号)
標準処理期間	60日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	建築審査会の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	建築協定の認可
根拠法令と条項	第70条第1項
法令の定め	第七十条 前条の規定による建築協定を締結しようとする土地の所有者等は、協定の目的となつている土地の区域（以下「建築協定区域」という。）、建築物に関する基準、協定の有効期間及び協定違反があつた場合の措置を定めた建築協定書を作成し、その代表者によつて、これを特定行政庁に提出し、その認可を受けなければならない。
審査基準	法令
標準処理期間	80日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	関係人の縦覧に供すること及び関係人の出頭を求めて公開による意見の聴取を行うことを要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	建築協定の変更の認可
根拠法令と条項	第74条第1項
法令の定め	(建築協定の変更) 第七十四条 建築協定区域内における土地の所有者等(当該建築協定の効力が及ばない者を除く。)は、前条第一項の規定による認可を受けた建築協定に係る建築協定区域、建築物に関する基準、有効期間、協定違反があつた場合の措置又は建築協定区域隣接地を変更しようとする場合においては、その旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。
審査基準	法令
標準処理期間	80日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	関係人の縦覧に供すること及び関係人の出頭を求めて公開による意見の聴取を行うことを要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	建築協定の廃止認可
根拠法令と条項	第76条第1項
法令の定め	<p>(建築協定の廃止)</p> <p>第七十六条 建築協定区域内の土地の所有者等(当該建築協定の効力が及ばない者を除く。)は、第七十三条第一項の規定による認可を受けた建築協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。</p>
審査基準	法令
標準処理期間	80日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	1人協定の認可
根拠法令と条項	第76条の3第2項
法令の定め	<p>(建築協定の設定の特則)</p> <p>第七十六条の三 第六十九条の条例で定める区域内における土地で、一の所有者以外に土地の所有者等が存しないものの所有者は、当該土地の区域を建築協定区域とする建築協定を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定による建築協定を定めようとする者は、建築協定区域、建築物に関する基準、協定の有効期間及び協定違反があつた場合の措置を定めた建築協定書を作成し、これを特定行政庁に提出して、その認可を受けなければならない。</p> <p>3 前項の建築協定書においては、同項に規定するもののほか、建築協定区域隣接地を定めることができる。</p> <p>4 略</p>
審査基準	法令
標準処理期間	80日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	関係人の縦覧に供すること及び関係人の出頭を求めて公開による意見の聴取を行うことを要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	応急仮設建築物の存続の許可
根拠法令と条項	第85条第3項
法令の定め	<p>(仮設建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第八十五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前二項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後三月を超えて当該建築物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続することができる。</p> <p>4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。</p> <p>5 略</p>
審査基準	<p>未設定</p> <p>建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、あらかじめ具体的な審査基準の設定は困難である。</p>
標準処理期間	21日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	仮設建築物の許可
根拠法令と条項	第85条第5項
法令の定め	<p>(仮設建築物に対する制限の緩和)</p> <p>5 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物（次項及び第百一条第一項第十号において「仮設興行場等」という。）について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、一年以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条から第二十七条まで、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条の二、第三十五条の三及び第三十七条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。</p>
審査基準	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <p>建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、あらかじめ具体的な審査基準の設定は困難である。</p>
標準処理期間	21日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	仮設建築物の設置期間の特例許可
根拠法令と条項	第85条第6項
法令の定め	<p>(仮設建築物に対する制限の緩和)</p> <p>6 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</p>
審査基準	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、あらかじめ具体的な審査基準の設定は困難である。
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	建築審査会の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	一定の複数建築物の認定
根拠法令と条項	第86条第1項
法令の定め	<p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</p> <p>第八十六条 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、当該一団地（その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）内に建築される一又は二以上の構えを成す建築物（二以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によつて建築されるものに限る。以下この項及び第三項において「一又は二以上の建築物」という。）のうち、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が当該一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する第二十三条、第四十三条、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第二項、第五十六条第一項から第四項まで、第六項若しくは第七項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十七条の二、第五十七条の三第一項から第四項まで、第五十九条第一項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項、第六十条の三第一項、第六十一条又は第六十八条の三第一項から第三項までの規定（次項から第四項までにおいて「特例対象規定」という。）の適用については、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなす。</p>
審査基準	<p>設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一団地の総合的設計制度及び連坦建築物設計制度の運用指針（平成11年4月28日付建設省住街発第48号）
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	連担建築物の認定
根拠法令と条項	第86条第2項
法令の定め	<p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</p> <p>第八十六条 略</p> <p>2 一定の一団の土地の区域(その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項及び第六項において同じ。)内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な国土交通省令で定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内に建築物が建築される場合において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める当該区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定の適用については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなす。</p>
審査基準	<p>設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度の運用指針(平成11年4月28日付建設省住街発第48号)
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	一定の複数建築物と総合設計制度の同一敷地内許可
根拠法令と条項	第86条第3項
法令の定め	<p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</p> <p>第八十六条</p> <p>1 略</p> <p>3 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが、政令で定める空地を有し、かつ、面積が政令で定める規模以上である一団地を形成している場合において、当該一団地（その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項、第七項及び次条第八項において同じ。）内に建築される一又は二以上の建築物のうち、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、当該一又は二以上の建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものについては、特例対象規定（第五十九条の二第一項を除く。）の適用について、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなすとともに、当該建築物の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第五十五条第一項の規定又は当該一団地を一の敷地とみなして適用する第五十二条第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。</p> <p>4～10 略</p>
審査基準	<p>設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一団地の総合的設計制度及び連坦建築物設計制度の運用指針 (平成11年4月28日付建設省住街発第48号) ・ 政令第136条第3項 ・ 総合設計許可準則の改正について (昭和61年12月27日付建設省住街発第93号) ・ 総合設計許可準則に関する技術基準について (昭和61年12月27日付建設省住街発第94号) ・ 総合設計許可準則の一部改正について (平成2年11月26日付建設省住街発第148号)
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・ 建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	建築審査会の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	連坦建築物の総合設計制度の認可
根拠法令と条項	第86条第4項
法令の定め	<p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</p> <p>第八十六条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 その面積が政令で定める規模以上である一定の一団の土地の区域(その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項及び次条第八項において同じ。)内に現に存する建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な国土交通省令で定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内に建築物が建築され、かつ、当該区域内に政令で定める空地を有する場合において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、その建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したときは、当該区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定(第五十九条の二第一項を除く。)の適用について、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなすとともに、建築される建築物の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第五十五条第一項の規定又は当該一定の一団の土地の区域を一の敷地とみなして適用する第五十二条第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。</p> <p>5～10 略</p>
審査基準	<p>設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一団地の総合的設計制度及び連坦建築物設計制度の運用指針 (平成11年4月28日付建設省住街発第48号) ・政令第136条第3項 ・総合設計許可準則の改正について (昭和61年12月27日付建設省住街発第93号) ・総合設計許可準則に関する技術基準について (昭和61年12月27日付建設省住街発第94号) ・総合設計許可準則の一部改正について (平成2年11月26日付建設省住街発第148号)
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	建築審査会の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定
根拠法令と条項	第86条の2第1項
法令の定め	<p>(公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等)</p> <p>第八十六条の二 公告認定対象区域(前条第一項又は第二項の規定による認定に係る公告対象区域をいう。以下同じ。)内において、同条第一項又は第二項の規定により一敷地内にあるものとみなされる建築物(以下「一敷地内認定建築物」という。)以外の建築物を建築しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の位置及び構造が当該公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の特定行政庁の認定を受けなければならない。</p>
審査基準	<p>設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合設計許可準則の改正について (昭和61年12月27日付建設省住街発第93号) ・総合設計許可準則に関する技術基準について (昭和61年12月27日付建設省住街発第94号) ・総合設計許可準則の一部改正について (平成2年11月26日建設省住街発第148号)
標準処理期間	30日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	同一敷地内認定建築物以外の建築許可
根拠法令と条項	第86条の2第2項、第3項
法令の定め	<p>(公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等)</p> <p>第八十六条の二 略</p> <p>2 一敷地内認定建築物以外の建築物を、面積が政令で定める規模以上である公告認定対象区域内に建築しようとする場合(当該区域内に政令で定める空地を有することとなる場合に限る。)において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、当該建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、他の一敷地内認定建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造との関係において、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したときは、当該建築物の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第五十五条第一項の規定又は当該公告認定対象区域を一の敷地とみなして適用される第五十二条第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 公告許可対象区域(前条第三項又は第四項の規定による許可に係る公告対象区域をいう。以下同じ。)内において、同条第三項又は第四項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物(以下「一敷地内許可建築物」という。)以外の建築物を建築しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁の許可を受けなければならない。この場合において、特定行政庁は、当該建築物が、その位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、他の一敷地内許可建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造との関係において、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境の整備改善を阻害することがないと認めるとともに、当該区域内に同条第三項又は第四項の政令で定める空地を維持することとなると認める場合に限り、許可するものとする。</p> <p>4 略</p>
審査基準	<p>設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合設計許可準則の改正について (昭和61年12月27日付建設省住街発第93号) ・総合設計許可準則に関する技術基準について (昭和61年12月27日付建設省住街発第94号) ・総合設計許可準則の一部改正について (平成2年11月26日建設省住街発第148号)
標準処理期間	<p>未設定 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	建築審査会の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	一定の複数建築物の認定、許可の取消
根拠法令と条項	第86条の5第2項、第3項
法令の定め	<p>(一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し)</p> <p>第八十六条の五 公告対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者は、その全員の合意により、当該公告対象区域内の建築物に係る第八十六条第一項若しくは第二項若しくは第八十六条の二第一項の規定による認定又は第八十六条第三項若しくは第四項若しくは第八十六条の二第二項若しくは第三項の規定による許可の取消しを特定行政庁に申請することができる。</p> <p>2 前項の規定による認定の取消しの申請を受けた特定行政庁は、当該申請に係る公告認定対象区域内の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該申請に係る認定を取り消すものとする。</p> <p>3 第一項の規定による許可の取消しの申請を受けた特定行政庁は、当該申請に係る公告許可対象区域内の建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境の整備改善を阻害することがないと認めるときは、当該申請に係る許可を取り消すものとする。</p>
審査基準	<p>設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一団地の総合的設計制度及び連坦建築物設計制度の運用指針 (平成11年4月28日付建設省住街発第48号) ・ 政令第136条第3項 ・ 総合設計許可準則の改正について (昭和61年12月27日付建設省住街発第93号) ・ 総合設計許可準則に関する技術基準について (昭和61年12月27日付建設省住街発第94号) ・ 総合設計許可準則の一部改正について (平成2年11月26日付建設省住街発第148号)
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・ 建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	総合的設計による一団地内の住宅施設についての制限の適用除外に係る認定
根拠法令と条項	第86条の6第2項
法令の定め	<p>(総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の特例)</p> <p>第八十六条の六 一団地の住宅施設に関する都市計画を定める場合においては、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域については、第五十二条第一項第一号に規定する容積率、第五十三条第一項第一号に規定する建ぺい率、第五十四条第二項に規定する外壁の後退距離及び第五十五条第一項に規定する建築物の高さと異なる容積率、建ぺい率、距離及び高さの基準を定めることができる。</p> <p>2 前項の都市計画に基づき建築物を総合的設計によつて建築する場合において、当該建築物が同項の規定により当該都市計画に定められた基準に適合しており、かつ、特定行政庁がその各建築物の位置及び構造が当該第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内の住居の環境の保護に支障がないと認めるときは、当該建築物については、第五十二条第一項第一号、第五十三条第一項第一号、第五十四条第一項及び第五十五条第一項の規定は、適用しない。</p>
審査基準	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、あらかじめ具体的な審査基準の設定は困難である。
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	全体計画の認定
根拠法令と条項	第86条の8第1項
法令の定め	<p>(既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和)</p> <p>第八十六条の八 第三条第二項の規定によりこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合において、特定行政庁が当該二以上の工事の全体計画が次に掲げる基準に適合すると認めたときにおける同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「建築、修繕若しくは模様替の工事中の」とあるのは「第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事の工事中若しくはこれらの工事の間の」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、第三号又は第四号に該当するものにあつては、第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは、この限りでない」と、同項第三号中「工事」とあるのは「最初の工事」と、「増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替」とあるのは「第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事」とする。</p> <p>一 一の建築物の増築等を含む工事を二以上の工事に分けて行うことが当該建築物の利用状況その他の事情によりやむを得ないものであること。</p> <p>二 全体計画に係る全ての工事の完了後において、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地が建築基準法令の規定に適合することとなること。</p> <p>三 全体計画に係るいずれの工事の完了後においても、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障、安全上、防火上及び避難上の危険性並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害性が増大しないものであること。</p>
審査基準	<p>設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体計画認定に係るガイドライン（平成17年6月1日付け国住指第667号） 全体計画認定に係るガイドラインの一部改正について（平成20年4月17日付け国住指第225号）
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	全体計画の変更認定
根拠法令と条項	第86条の8第3項
法令の定め	<p>(既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和)</p> <p>第八十六条の八</p> <p>3 第一項の認定を受けた全体計画に係る工事の建築主(以下この条において「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた全体計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、特定行政庁の認定を受けなければならない。前二項の規定は、この場合に準用する。</p>
審査基準	<p>設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体計画認定に係るガイドライン(平成17年6月1日付け国住指第667号) ・全体計画認定に係るガイドラインの一部改正について(平成20年4月17日付け国住指第225号)
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	用途変更の確認申請
根拠法令と条項	第87条
法令の定め	<p>(用途の変更に対するこの法律の準用)</p> <p>第八十七条 建築物の用途を変更して第六条第一項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合(当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものである場合を除く。)においては、同条(第三項、第五項及び第六項を除く。)、第六条の二(第三項を除く。)、第六条の四(第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第七条第一項並びに第十八条第一項から第三項まで及び第十四項から第十六項までの規定を準用する。この場合において、第七条第一項中「建築主事の検査を申請しなければならない」とあるのは、「建築主事に届け出なければならない」と読み替えるものとする。</p> <p>2 建築物(次項の建築物を除く。)の用途を変更する場合においては、第四十八条第一項から第十四項まで、第五十一条、第六十条の二第三項及び第六十八条の三第七項の規定並びに第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十条の三第三項、第六十八条の二第一項及び第五項並びに第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の規定を準用する。</p> <p>3 第三条第二項の規定により第二十四条、第二十七条、第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条から第三十五条の三まで、第三十六条中第二十八条第一項若しくは第三十五条に関する部分、第四十八条第一項から第十四項まで若しくは第五十一条の規定又は第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の規定(次条第一項において「第二十七条等の規定」という。)の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これらの規定を準用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 二 当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものであつて、かつ、建築物の修繕若しくは模様替をしない場合又はその修繕若しくは模様替が大規模でない場合 三 第四十八条第一項から第十四項までの規定に関しては、用途の変更が政令で定める範囲内である場合 <p>4 第八十六条の七第二項(第三十五条に係る部分に限る。)及び第八十六条の七第三項(第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条の三又は第三十六条(居室の採光面積に係る部分に限る。以下この項において同じ。)に係る部分に限る。)の規定は、第三条第二項の規定により第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条、第三十五条の三又は第三十六条の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、第八十六条の七第二項及び第三項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と、「第三条第三項第三号及び第四号」とあるのは「第八十七</p>

	条第三項」と読み替えるものとする。
審査基準	法令
標準処理期間	35日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	既存建築物の全体計画の認定
根拠法令と条項	第87条の2第1項
法令の定め	<p>(既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和)</p> <p>第八十七条の二 第三条第二項の規定により第二十七条等の規定の適用を受けない一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合（第八十六条の八第一項に規定する場合に該当する場合を除く。）において、特定行政庁が当該二以上の工事の全体計画が次に掲げる基準に適合すると認めたとときにおける第三条第二項及び前条第三項の規定の適用については、第三条第二項中「建築、修繕若しくは模様替の工事中の」とあるのは「第八十七条の二第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事の工事中若しくはこれらの工事の間の」と、前条第三項中「準用する」とあるのは「準用する。ただし、次条第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは、この限りでない」とする。</p> <p>一 一の建築物の用途の変更に伴う工事を二以上の工事に分けて行うことが当該建築物の利用状況その他の事情によりやむを得ないものであること。</p> <p>二 全体計画に係る全ての工事の完了後において、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地が建築基準法令の規定に適合することとなること。</p> <p>三 全体計画に係るいずれの工事の完了後においても、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障、安全上、防火上及び避難上の危険性並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害性が増大しないものであること。</p> <p>2 第八十六条の八第二項から第六項までの規定は、前項の認定について準用する。</p>
審査基準	<p>設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体計画認定に係るガイドライン（平成17年6月1日付け国住指第667号） ・全体計画認定に係るガイドラインの一部改正について（平成20年4月17日付け国住指第225号） ・全体計画認定に係るガイドラインの一部改正について（令和元年6月24日）
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	応急仮設建築物の存続の許可
根拠法令と条項	第87条の3第3項
法令の定め	<p>(建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和)</p> <p>第八十七条の三</p> <p>3 建築物の用途を変更して第一項の災害救助用建築物又は前項の公益的建築物とした者は、その用途の変更を完了した後三月を超えて当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用することができる。</p> <p>4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。</p>
審査基準	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <p>建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、あらかじめ具体的な審査基準の設定は困難である。</p>
標準処理期間	21日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	仮設建築物の許可
根拠法令と条項	第87条の3第5項
法令の定め	<p>(建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和)</p> <p>第八十七条の三</p> <p>5 特定行政庁は、建築物の用途を変更して興行場等（興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物をいう。以下同じ。）とする場合における当該興行場等について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、一年以内の期間（建築物の用途を変更して代替建築物（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて使用する興行場、店舗その他これらに類する建築物をいう。）とする場合における当該代替建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めて、当該建築物を興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十六条、第二十七条、第三十四条第二項、第三十五条の二、第三十五条の三、第三章及び第八十七条第二項の規定は、適用しない。</p>
審査基準	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <p>建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、あらかじめ具体的な審査基準の設定は困難である。</p>
標準処理期間	21日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	仮設建築物の設置期間の特例許可
根拠法令と条項	第87条の3第6項
法令の定め	<p>(建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和)</p> <p>6 特定行政庁は、建築物の用途を変更して特別興行場等（国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある興行場等をいう。以下この項において同じ。）とする場合における当該特別興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該特別興行場等の使用上必要と認める期間を定めて、当該建築物を特別興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</p>
審査基準	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、あらかじめ具体的な審査基準の設定は困難である。
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	建築審査会の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	建築設備の確認申請
根拠法令と条項	第87条の4
法令の定め	<p>(建築設備への準用)</p> <p>第八十七条の四 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける場合においては、同項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は第十八条第二項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要する場合を除き、第六条（第三項、第五項及び第六項を除く。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条の六、第十八条（第四項から第十三項まで及び第二十五項を除く。）及び第八十九条から第九十条の三までの規定を準用する。この場合において、第六条第四項中「同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に」とあるのは、「その受理した日から七日以内に」と読み替えるものとする。</p>
審査基準	法令
標準処理期間	35日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	建築設備の完了検査
根拠法令と条項	第87条の4
法令の定め	<p>(建築設備への準用)</p> <p>第八十七条の四 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける場合においては、同項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は第十八条第二項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要する場合を除き、第六条（第三項、第五項及び第六項を除く。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条の六、第十八条（第四項から第十三項まで及び第二十五項を除く。）及び第八十九条から第九十条の三までの規定を準用する。この場合において、第六条第四項中「同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に」とあるのは、「その受理した日から七日以内に」と読み替えるものとする。</p>
審査基準	法令
標準処理期間	7日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	建築設備の仮使用認定
根拠法令と条項	第87条の4
法令の定め	<p>(建築設備への準用)</p> <p>第八十七条の四 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける場合においては、同項(第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認又は第十八条第二項(第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知を要する場合を除き、第六条(第三項、第五項及び第六項を除く。)、第六条の二(第三項を除く。)、第六条の四(第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第七条から第七条の四まで、第七条の五(第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第七条の六、第十八条(第四項から第十三項まで及び第二十五項を除く。)及び第八十九条から第九十条の三までの規定を準用する。この場合において、第六条第四項中「同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に」とあるのは、「その受理した日から七日以内に」と読み替えるものとする。</p>
審査基準	<p>設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中の建築物の安全確保について (昭和53年11月7日 建設省住指発第805号) ・ 仮使用承認に係る手続きの迅速化について (平成24年3月30日 国住指第4252号) ・ 仮使用承認に係る手続きの迅速化について (平成25年3月29日 国住指第4845号) ・ 建築基準法の一部を改正する法律等の施行について (平成27年5月27日 国住指第558号、国住街第40号) ・ 工事中建築物の仮使用認定手続きマニュアル(一般財団法人日本建築防災協会)
標準処理期間	21日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	煙突等、昇降機等の確認申請
根拠法令と条項	第88条第1項
法令の定め	<p>(工作物への準用)</p> <p>第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第八条から第十一条まで、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第四項から第十三項まで及び第二十四項を除く。）、第二十条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十条、第三章の二（第六十八条の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第八十六条の七第一項（第二十八条の二（第八十六条の七第一項の政令で定める基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第八十六条の七第二項（第二十条に係る部分に限る。）、第八十六条の七第三項（第三十二条、第三十四条第一項及び第三十六条（昇降機に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二、第十二条の三及び第十八条第二十四項の規定を準用する。この場合において、第二十条第一項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p>
審査基準	法令
標準処理期間	7日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	煙突等、昇降機等の完了検査
根拠法令と条項	第88条第1項
法令の定め	<p>(工作物への準用)</p> <p>第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第八条から第十一条まで、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第四項から第十三項まで及び第二十四項を除く。）、第二十条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十条、第三章の二（第六十八条の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第八十六条の七第一項（第二十八条の二（第八十六条の七第一項の政令で定める基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第八十六条の七第二項（第二十条に係る部分に限る。）、第八十六条の七第三項（第三十二条、第三十四条第一項及び第三十六条（昇降機に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二、第十二条の三及び第十八条第二十四項の規定を準用する。この場合において、第二十条第一項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p>
審査基準	法令
標準処理期間	7日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	昇降機等の仮使用認定
根拠法令と条項	第88条第1項
法令の定め	<p>(工作物への準用)</p> <p>第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、昇降機等については第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第八条から第十一条まで、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第四項から第十三項まで及び第二十四項を除く。）、第二十条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第三十六条（避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十条、第三章の二（第六十八条の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）、第八十六条の七第一項（第二十八条の二（第八十六条の七第一項の政令で定める基準に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第八十六条の七第二項（第二十条に係る部分に限る。）、第八十六条の七第三項（第三十二条、第三十四条第一項及び第三十六条（昇降機に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、前条、次条並びに第九十条の規定を、昇降機等については、第七条の六、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の二、第十二条の三及び第十八条第二十四項の規定を準用する。この場合において、第二十条第一項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。</p>
審査基準	<p>設定</p> <p>工事中建築物の仮使用認定手続きマニュアル（一般財団法人日本建築防災協会）</p>
標準処理期間	21日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	製造施設等の確認申請
根拠法令と条項	第88条第2項
法令の定め	<p>(工作物への準用)</p> <p>第八十八条 略</p> <p>2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第四項から第十三項まで及び第十九項から第二十三項までを除く。）、第四十八条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の三第三項、第六十八条の二第一項及び第五項、第六十八条の三第六項から第九項まで、第八十六条の七第一項（第四十八条第一項から第十三項まで及び第五十一条に係る部分に限る。）、第八十七条第二項（第四十八条第一項から第十三項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の三第三項並びに第六十八条の二第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第八十七条第三項（第四十八条第一項から第十三項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第六十八条の二第一項に係る部分に限る。）、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。</p>
審査基準	法令
標準処理期間	7日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	製造施設等の完了検査
根拠法令と条項	第88条第2項
法令の定め	<p>(工作物への準用)</p> <p>第八十八条 略</p> <p>2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第四項から第十三項まで及び第十九項から第二十三項までを除く。）、第四十八条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の三第三項、第六十八条の二第一項及び第五項、第六十八条の三第六項から第九項まで、第八十六条の七第一項（第四十八条第一項から第十三項まで及び第五十一条に係る部分に限る。）、第八十七条第二項（第四十八条第一項から第十三項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の三第三項並びに第六十八条の二第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第八十七条第三項（第四十八条第一項から第十三項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第六十八条の二第一項に係る部分に限る。）、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。</p>
審査基準	法令
標準処理期間	7日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	製造施設等の仮使用認定
根拠法令と条項	第88条第2項
法令の定め	<p>(工作物への準用)</p> <p>2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第十五条の二、第十八条（第四項から第十三項まで及び第十九項から第二十三項までを除く。）、第四十八条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の三第三項、第六十八条の二第一項及び第五項、第六十八条の三第六項から第九項まで、第八十六条の七第一項（第四十八条第一項から第十三項まで及び第五十一条に係る部分に限る。）、第八十七条第二項（第四十八条第一項から第十三項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十条の三第三項並びに第六十八条の二第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第八十七条第三項（第四十八条第一項から第十三項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第六十八条の二第一項に係る部分に限る。）、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。</p>
審査基準	<p>設定</p> <p>工事中建築物の仮使用認定手続きマニュアル（一般財団法人日本建築防災協会）</p>
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、あらかじめ具体的な審査基準の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	計画道路等がある場合の高さ制限の例外
根拠法令と条項	建築基準法施行令第131条の2第2項
法令の定め	<p>(前面道路とみなす道路等)</p> <p>第百三十一条の二 略</p> <p>2 建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路(法第四十二条第一項第四号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。)若しくは法第六十八条の七第一項の規定により指定された予定道路(以下この項において「予定道路」という。)に接する場合又は当該敷地内に計画道路若しくは予定道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については、当該計画道路又は予定道路を前面道路とみなす。</p>
審査基準	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、あらかじめ具体的な審査基準の設定は困難である。
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	計画道路等がある場合の高さ制限の例外
根拠法令と条項	建築基準法施行令第131条の2第3項
法令の定め	<p>(前面道路とみなす道路等)</p> <p>第百三十一条の二</p> <p>1～2 略</p> <p>3 前面道路の境界線若しくはその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合又は前面道路の境界線若しくはその反対側の境界線からそれぞれ後退して法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限(道路に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び道路に面する高さ二メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。以下この項において「壁面の位置の制限」という。)がある場合において、当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物(第百三十五条の十九各号に掲げる建築物の部分を除く。)で特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線にあるものとみなす。</p>
審査基準	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、あらかじめ具体的な審査基準の設定は困難である。
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	既存不適格建築物の移転認定
根拠法令と条項	建築基準法施行令第137条の16第2号
法令の定め	<p>(移転)</p> <p>第三百三十七条の十六 法第八十六条の七第四項の政令で定める範囲は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 移転が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと特定行政庁が認めるものであること。</p>
審査基準	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、あらかじめ具体的な審査基準の設定は困難である。
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	大規模車庫の構造設備の認定
根拠法令と条項	埼玉県建築基準法施行条例第34条
法令の定め	<p>第三十四条 自動車車庫で格納部分の床面積の合計が五百平方メートル以上のものの構造設備は、前条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。ただし、特殊な装置を用いるもので次の各号の規定による構造設備と同等以上と知事が認める場合は、この限りでない。</p> <p>一 格納部分の床から天井又ははり下までの高さは二・一メートル以上とし、自動車の通路の部分においては二・三メートル以上とすること。</p> <p>二 床面積一平方メートルごとに毎時十四立方メートル以上の外気を供給することができる機械換気設備又は面積の合計が各階の床面積の十分の一以上である換気に有効な窓その他の開口部を設けること。</p> <p>三 自動車の通路の幅員は、一方通行の場合にあつては三・五メートル以上、二方通行の場合にあつては五・五メートル以上とし、屈曲部の内のり半径は、五メートル以上とすること。</p>
審査基準	<p>設定</p> <p>駐車場法施行令、駐車場法施行規則に掲げる構造設備基準</p>
標準処理期間	30日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	興行場等に係る制限の緩和
根拠法令と条項	埼玉県建築基準法施行条例第56条
法令の定め	第五十六条 この節の規定は、次節の規定によるもののほか、知事が安全上及び防火上支障がないと認める場合は、適用しない。
審査基準	未設定 (理由) 事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい。
標準処理期間	未設定 (理由) 事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	路地状敷地等の特例
根拠法令と条項	埼玉県建築基準法施行細則第6条の5第1項第2号
法令の定め	<p>第六条の五 条例第三条第一項ただし書、第七条ただし書、第十三条ただし書、第十七条第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条ただし書、第三十一条ただし書、第三十二条ただし書、第三十三条第四項、第四十四条第三項、第五十条第二項ただし書、第五十条の二第一項ただし書及び第四項ただし書並びに第五十三条第一項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 安全上及び防火上支障がないもの等として知事が定める基準に適合する場合</p> <p>二 前号に掲げる場合のほか、知事が認める場合</p>
審査基準	<p>未設定 (理由)</p> <p>事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい</p>
標準処理期間	<p>未設定 (理由)</p> <p>事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。</p>
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	公益上必要な建築物の特例
根拠法令と条項	所沢都市計画北野第二つばき苑地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例
法令の定め	(公益上必要な建築物の特例) 第7条 市長は、この条例の適用に関し、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において、これらの規定は適用しない。 2 市長は、前項の許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。
審査基準	未設定 (理由) 事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい
標準処理期間	未設定 (理由) 事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	建築審査会の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	公益上必要な建築物の特例
根拠法令と条項	所沢都市計画西武秋津団地地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例
法令の定め	<p>(公益上必要な建築物の特例)</p> <p>第8条 市長は、この条例の適用に関し、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において、これらの規定は適用しない。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合においては、あらかじめ、所沢市建築審査会の同意を得なければならない。</p>
審査基準	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <p>事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい</p>
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <p>事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。</p>
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	建築審査会の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	公益上必要な建築物の特例
根拠法令と条項	所沢都市計画所沢松が丘地区地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例
法令の定め	<p>(公益上必要な建築物の特例)</p> <p>第12条 市長は、この条例の適用に関し、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地については、その許可の範囲内において、これらの規定は適用しない。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合においては、あらかじめ、所沢市建築審査会の同意を得なければならない。</p>
審査基準	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <p>事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい</p>
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <p>事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。</p>
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	建築審査会の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	公益上必要な建築物の特例
根拠法令と条項	所沢都市計画所沢三ヶ島工業団地地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例
法令の定め	<p>(公益上必要な建築物の特例)</p> <p>第11条 市長は、この条例の適用に関し、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地については、その許可の範囲内において、これらの規定は適用しない。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合においては、あらかじめ、所沢市建築審査会の同意を得なければならない。</p>
審査基準	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <p>事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい</p>
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <p>事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。</p>
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	建築審査会の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	公益上必要な建築物の特例
根拠法令と条項	所沢都市計画東所沢ところざわサクラタウン周辺地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例
法令の定め	<p>(公益上必要な建築物の特例)</p> <p>第11条 この条例の規定は、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地については、適用しない。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合においては、あらかじめ、所沢市建築審査会の同意を得なければならない。</p>
審査基準	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <p>事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい</p>
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <p>事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。</p>
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	建築審査会の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	私道の変更または廃止
根拠法令と条項	所沢市建築基準法施行細則第13条
法令の定め	第13条 法第42条第1項第5号又は同条第2項若しくは第3項の指定を受けた私道を変更又は廃止しようとするときは、様式第11号の申請書に前条に規定する道路位置図を添えて、市長に提出しなければならない。
審査基準	設定 ・道路位置指定申請の手引き (平成21年4月1日改正 街づくり計画部建築指導課作成)
標準処理期間	14日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定
根拠法令と条項	高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項
法令の定め	<p>第十七条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあつては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 特定建築物の位置</p> <p>二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積</p> <p>三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項</p> <p>四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画</p> <p>五 その他主務省令で定める事項</p> <p>3 所管行政庁は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。</p> <p>一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。</p> <p>二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。</p>
審査基準	<p>未設定 (理由)</p> <p>事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい</p>
標準処理期間	30日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	当該申請に併せて建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）による確認申請を行うことが可能である。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	計画の変更の認定
根拠法令と条項	高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第1項
法令の定め	第十八条 前条第三項の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該認定を受けた計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
審査基準	未設定 （理由） 事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい
標準処理期間	30日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	当該申請に併せて建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）による確認申請を行うことが可能である。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	既存特定建築物に設ける昇降機についての建築基準法の特例
根拠法令と条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項
法令の定め	<p>第二十三条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めるときは、当該特定建築物に対する建築基準法第二十七条第二項、第六十一条及び第六十二条第一項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造（同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。）とみなす。</p> <p>一 エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。</p> <p>二 エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。</p> <p>2 略</p>
審査基準	<p>未設定 (理由) 事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい</p>
標準処理期間	<p>未設定 (理由) 事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。</p>
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例
根拠法令と条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条
法令の定め	第二十四条 建築物特定施設（建築基準法第五十二条第六項に規定する昇降機並びに共同住宅の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の前面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第十四項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。
審査基準	未設定 (理由) 事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい
標準処理期間	未設定 (理由) 事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	建築審査会の同意、特定行政庁の許可を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	制限の緩和
根拠法令と条項	埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する条例第10条
法令の定め	第十条 第二条から前条まで（第六条第一号ただし書及び第七条第二項を除く。）の規定については、知事は、これらの規定の全部若しくは一部を適用しない場合においても高齢者、障害者等若しくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用できると認めるとき、又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認める場合は、これらの規定の全部又は一部を適用しないこととすることができる。
審査基準	未設定 (理由) 事例がない又は稀であるため、審査実績がない又は審査実績が乏しく、今後においても多数の申請が見込めない状況が予想されるなど、審査基準を設定する実益が乏しい
標準処理期間	30日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	建築物の耐震改修の計画の認定
根拠法令と条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項
法令の定め	<p>第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>2 略</p>
審査基準	法令
標準処理期間	60日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要する場合、建築主事の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	認定を受けた計画の変更の認定
根拠法令と条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律第18条第1項
法令の定め	<p>第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>
審査基準	法令
標準処理期間	60日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要する場合、建築主事の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	マンションの除去の必要性に係る認定
根拠法令と条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第1項
法令の定め	<p>(除却の必要性に係る認定)</p> <p>第百二条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条第一項に規定する耐震診断が行われたマンションの管理者等（区分所有法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、区分所有法第三十四条の規定による集会（以下「区分所有者集会」という。）において指定された区分所有者）又は区分所有法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第三十五号に規定する特定行政庁（以下単に「特定行政庁」という。）に対し、当該マンションを除却する必要がある旨の認定を申請することができる。</p> <p>2 特定行政庁は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係るマンションが地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をするものとする。</p> <p>3 略</p>
審査基準	法令
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由) 事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。</p>
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	マンションの容積率に関する特例の許可
根拠法令と条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項
法令の定め	<p>(容積率の特例)</p> <p>第百五条 その敷地面積が政令で定める規模以上であるマンションのうち、要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションで、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）、容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。）及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、建築基準法第五十二条第一項から第九項まで又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとするができる。</p> <p>2 建築基準法第四十四条第二項、第九十二条の二、第九十三条第一項及び第二項、第九十四条並びに第九十五条の規定は、前項の規定による許可について準用する。</p>
審査基準	<p>設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンションの建て替え等の円滑化に関する法律第105条の規定の運用について（平成26年12月5日付け国住街第145号 総合設計許可準則） ・総合設計許可準則に関する技術基準
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画、敷地及び周辺環境等に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	建築審査会の同意を要する。

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	長期優良住宅建築等計画の認定（適合証等の書類の添付がある場合）
根拠法令と条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第5条第1項～3項（一戸建て住宅）
法令の定め	<p>第五条 住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、自らその建築後の住宅の維持保全を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>2 住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、建築後の住宅を譲り受けてその維持保全を行おうとする者（以下「譲受人」という。）に譲渡しようとする者（以下「分譲事業者」という。）は、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>3 分譲事業者は、譲受人を決定するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合において、当該譲受人の決定に先立って当該住宅の建築に関する工事に着手する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、単独で長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>4 略</p>
審査基準	法令
標準処理期間	7日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	長期優良住宅建築等計画の認定（適合証等の書類の添付がない場合）
根拠法令と条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第5条第1項～3項（一戸建て住宅）
法令の定め	<p>第五条 住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、自らその建築後の住宅の維持保全を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>2 住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、建築後の住宅を譲り受けてその維持保全を行おうとする者（以下「譲受人」という。）に譲渡しようとする者（以下「分譲事業者」という。）は、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>3 分譲事業者は、譲受人を決定するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合において、当該譲受人の決定に先立って当該住宅の建築に関する工事に着手する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、単独で長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>4 略</p>
審査基準	法令
標準処理期間	<p>未設定 （理由）</p> <p>事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。</p>
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	長期優良住宅建築等計画の変更の認定（適合証等の書類の添付がある場合）
根拠法令と条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項～3項(共同住宅等)
法令の定め	<p>第五条 住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、自らその建築後の住宅の維持保全を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>2 住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、建築後の住宅を譲り受けてその維持保全を行おうとする者（以下「譲受人」という。）に譲渡しようとする者（以下「分譲事業者」という。）は、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>3 分譲事業者は、譲受人を決定するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合において、当該譲受人の決定に先立って当該住宅の建築に関する工事に着手する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、単独で長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>4 略</p>
審査基準	法令
標準処理期間	14日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	長期優良住宅建築等計画の変更の認定（適合証等の書類の添付がない場合）
根拠法令と条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項～3項（共同住宅等）
法令の定め	<p>第五条 住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、自らその建築後の住宅の維持保全を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>2 住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、建築後の住宅を譲り受けてその維持保全を行おうとする者（以下「譲受人」という。）に譲渡しようとする者（以下「分譲事業者」という。）は、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>3 分譲事業者は、譲受人を決定するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合において、当該譲受人の決定に先立って当該住宅の建築に関する工事に着手する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、単独で長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>4 略</p>
審査基準	法令
標準処理期間	<p>未設定 （理由）</p> <p>事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。</p>
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	長期優良住宅建築等計画の変更の認定（適合証等の書類の添付がある場合）
根拠法令と条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項（一戸建て住宅）
法令の定め	<p>第八条 第六条第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>
審査基準	法令
標準処理期間	7日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	長期優良住宅建築等計画の変更の認定（適合証等の書類の添付がない場合）
根拠法令と条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項（一戸建て住宅）
法令の定め	<p>第八条 第六条第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>
審査基準	法令
標準処理期間	<p>未設定 （理由）</p> <p>事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。</p>
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	長期優良住宅建築等計画の変更の認定（（適合証等の書類の添付がある場合）
根拠法令と条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項(共同住宅等)
法令の定め	<p>第八条 第六条第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>
審査基準	法令
標準処理期間	14日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	長期優良住宅建築等計画の変更の認定（適合証等の書類の添付がない場合）
根拠法令と条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項（共同住宅等）
法令の定め	<p>第八条 第六条第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>
審査基準	法令
標準処理期間	<p>未設定 （理由） 事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。</p>
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	長期優良住宅建築等計画の変更の認定（譲受人の決定）
根拠法令と条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項
法令の定め	<p>第九条 第五条第三項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた分譲事業者は、同項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた長期優良住宅建築等計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅建築等計画」という。）に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定したときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第五条第四項第四号イからハまでに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項の変更の認定を申請しなければならない。</p> <p>2 略</p>
審査基準	法令
標準処理期間	5日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	長期優良住宅建築等計画の地位の承継の承認
根拠法令と条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条第1項
法令の定め	<p>第十条 次に掲げる者は、所管行政庁の承認を受けて、計画の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。</p> <p>一 認定計画実施者の一般承継人</p> <p>二 認定計画実施者から、認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅（当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された第五条第四項第四号イ（第八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する建築後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。以下「認定長期優良住宅」という。）の所有権その他当該認定長期優良住宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者</p>
審査基準	法令
標準処理期間	5日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	低炭素建築物新築等計画の認定（住宅で適合証等の書類の添付がある場合）
根拠法令と条項	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項
法令の定め	<p>第五十四条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。</p> <p>一 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。</p> <p>三 前条第二項第三号の資金計画が低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>2 前条第一項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知し、当該低炭素建築物新築等計画が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知しなければならない。</p> <p>4 ～9 略</p>
審査基準	法令
標準処理期間	7日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	低炭素建築物新築等計画の認定（非住宅で適合証等の書類の添付がある場合）
根拠法令と条項	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項
法令の定め	<p>第五十四条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。</p> <p>一 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。</p> <p>三 前条第二項第三号の資金計画が低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>2 前条第一項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知し、当該低炭素建築物新築等計画が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知しなければならない。</p> <p>4 ～9 略</p>
審査基準	法令
標準処理期間	<p>未設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	低炭素建築物新築等計画の認定(住宅・非住宅で適合証等の書類の添付がない場合)
根拠法令と条項	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項
法令の定め	<p>第五十四条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。</p> <p>一 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。</p> <p>三 前条第二項第三号の資金計画が低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>2 前条第一項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知し、当該低炭素建築物新築等計画が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知しなければならない。</p> <p>4 ～9 略</p>
審査基準	法令
標準処理期間	<p>未設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	低炭素建築物新築等計画の変更認定（住宅で適合証等の書類の添付がある場合）
根拠法令と条項	都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 1 項
法令の定め	<p>第五十五条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>
審査基準	法令
標準処理期間	7 日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	低炭素建築物新築等計画の変更認定（非住宅で適合証等の書類の添付がある場合）
根拠法令と条項	都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 1 項
法令の定め	<p>第五十五条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>
審査基準	法令
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・ 建築計画に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	低炭素建築物新築等計画の変更認定（住宅・非住宅で適合証等の書類の添付がない場合）
根拠法令と条項	都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 1 項
法令の定め	<p>第五十五条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>
審査基準	法令
標準処理期間	<p>未設定 （理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	低炭素建築物新築等計画が軽微な変更に該当することの証明
根拠法令と条項	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2
法令の定め	<p>(軽微な変更に関する証明書の交付)</p> <p>第四十六条の二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第四十四条の軽微な変更にあつてゐることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。</p>
審査基準	法令
標準処理期間	14日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	建築物のエネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定
根拠法令と条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項
法令の定め	<p>(建築物エネルギー消費性能適合性判定)</p> <p>第十二条 建築主は、特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画（特定建築行為に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。以下同じ。）を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。第五項及び第六項において同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）を受けなければならない。</p> <p>2 建築主は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該変更が非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときは、所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。</p> <p>3 所管行政庁は、前二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から十四日以内に、当該提出に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該提出者に交付しなければならない。</p> <p>4 所管行政庁は、前項の場合において、同項の期間内に当該提出者に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、二十八日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該提出者に交付しなければならない。</p> <p>5～9 略</p>
審査基準	法令
標準処理期間	14日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	建築物のエネルギー消費性能確保計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定
根拠法令と条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項
法令の定め	<p>(建築物エネルギー消費性能適合性判定)</p> <p>第十二条 建築主は、特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画（特定建築行為に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。以下同じ。）を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。第五項及び第六項において同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）を受けなければならない。</p> <p>2 建築主は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該変更が非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときは、所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。</p> <p>3 所管行政庁は、前二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から十四日以内に、当該提出に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該提出者に交付しなければならない。</p> <p>4 所管行政庁は、前項の場合において、同項の期間内に当該提出者に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、二十八日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該提出者に交付しなければならない。</p> <p>5～9 略</p>
審査基準	法令
標準処理期間	14日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定（適合証等の書類の添付がある場合）
根拠法令と条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項、第3項
法令の定め	<p>（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定）</p> <p>第二十九条 建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>2 建築物エネルギー消費性能向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 建築物の位置 二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積 三 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画 四 その他国土交通省令で定める事項 <p>3 建築主等は、第一項の規定による認定の申請に係る建築物（以下「申請建築物」という。）以外の建築物（以下「他の建築物」という。）のエネルギー消費性能の向上にも資するよう、当該申請建築物に自他供給型熱源機器等（申請建築物及び他の建築物に熱又は電気を供給するための熱源機器等（熱源機器、発電機その他の熱又は電気を発生させ、これを建築物に供給するための国土交通省令で定める機器であって空気調和設備等を構成するものをいう。以下この項において同じ。）をいう。）を設置しようとするとき（当該他の建築物に熱源機器等（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）が設置されているとき又は設置されることとなるときを除く。）は、建築物エネルギー消費性能向上計画に、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 他の建築物の位置 二 他の建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積 三 その他国土交通省令で定める事項
審査基準	法令
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定（適合証等の書類の添付がない場合）
根拠法令と条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項、第3項
法令の定め	<p>（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定）</p> <p>第二十九条 建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。</p> <p>2 建築物エネルギー消費性能向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 建築物の位置 二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積 三 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画 四 その他国土交通省令で定める事項 <p>3 建築主等は、第一項の規定による認定の申請に係る建築物（以下「申請建築物」という。）以外の建築物（以下「他の建築物」という。）のエネルギー消費性能の向上にも資するよう、当該申請建築物に自他供給型熱源機器等（申請建築物及び他の建築物に熱又は電気を供給するための熱源機器等（熱源機器、発電機その他の熱又は電気を発生させ、これを建築物に供給するための国土交通省令で定める機器であって空気調和設備等を構成するものをいう。以下この項において同じ。）をいう。）を設置しようとするとき（当該他の建築物に熱源機器等（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）が設置されているとき又は設置されることとなるときを除く。）は、建築物エネルギー消費性能向上計画に、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 他の建築物の位置 二 他の建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積 三 その他国土交通省令で定める事項
審査基準	法令
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	建築物のエネルギー消費性能向上計画の変更認定（適合証等の書類の添付がある場合）
根拠法令と条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項
法令の定め	<p>（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更）</p> <p>第三十一条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前条の規定は、前項の認定について準用する。</p>
審査基準	法令
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・ 建築計画に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	建築物のエネルギー消費性能向上計画の変更認定（適合証等の書類の添付がない場合）
根拠法令と条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項
法令の定め	<p>（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更）</p> <p>第三十一条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前条の規定は、前項の認定について準用する。</p>
審査基準	法令
標準処理期間	<p>未設定</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	建築物のエネルギー消費性能に係る認定（適合証等の書類の添付がある場合）
根拠法令と条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項
法令の定め	<p>（建築物のエネルギー消費性能に係る認定）</p> <p>第三十六条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができる。</p> <p>2 所管行政庁は、前項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。</p> <p>3 前項の認定を受けた者は、当該認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が当該認定を受けている旨の表示を付することができる。</p> <p>4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。</p>
審査基準	法令
標準処理期間	<p>未設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	建築物のエネルギー消費性能に係る認定（適合証等の書類の添付がない場合）
根拠法令と条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項
法令の定め	<p>（建築物のエネルギー消費性能に係る認定）</p> <p>第三十六条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができる。</p> <p>2 所管行政庁は、前項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。</p> <p>3 前項の認定を受けた者は、当該認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が当該認定を受けている旨の表示を付することができる。</p> <p>4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。</p>
審査基準	法令
標準処理期間	<p>未設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例がない又は稀であり、将来においても多数の申請が見込まれないため、事務処理期間を設定する実益が乏しい。 ・建築計画に応じた個別の建築計画について、基準の適否の判断を要するため、一律的な事務処理期間の設定は困難である。
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	建築物のエネルギー消費性能確保計画が軽微な変更に該当することの証明
根拠法令と条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条
法令の定め	<p>(軽微な変更に関する証明書の交付)</p> <p>第十一条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第三条（第七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に求めることができる。</p>
審査基準	法令
標準処理期間	14日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	建築物のエネルギー消費性能確保計画が軽微な変更に該当することの証明
根拠法令と条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条
法令の定め	<p>(軽微な変更に関する証明書の交付)</p> <p>第二十九条 法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第二十六条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。</p>
審査基準	法令
標準処理期間	14日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	屋外広告物の掲出の許可
根拠法令と条項	埼玉県屋外広告物条例第6条第1項
法令の定め	<p>(許可)</p> <p>第六条 第四条各号に掲げる地域又は場所以外の地域又は場所において、広告物の表示又は掲出物件の設置(前二条の規定によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。)をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可の基準は、規則で定める。ただし、知事は、同項に規定する地域又は場所のうち活力ある町並みを維持する上で広告物が特に重要な役割を果たしていると認める区域があるときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴いた上、当該区域を広告物活用地区として指定し、当該広告物活用地区の状況に応じた別の基準を定めることができる。</p>
審査基準	<p>設定</p> <p>屋外広告物のルール(所沢市役所建築指導課編集)</p>
標準処理期間	4日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	広告禁止地域の特例許可
根拠法令と条項	埼玉県屋外広告物条例第7条第5項
法令の定め	<p>(適用除外)</p> <p>第七条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第四条から前条まで及び第十三条の三の規定は、適用しない。</p> <p>一～三 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 次に掲げる広告物又は掲出物件で、規則で定めるところにより知事の許可を受けたものについては、第四条の規定は、適用しない。</p> <p>一 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、第二項第一号に掲げるもの以外のもの</p> <p>二 道標、案内図板その他公共的目的をもつた広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらを掲出する物件</p> <p>6～7 略</p>
審査基準	<p>設定</p> <p>屋外広告物のルール（所沢市役所建築指導課編集）</p>
標準処理期間	4日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	屋外広告物の許可期間の更新の許可
根拠法令と条項	埼玉県屋外広告物条例第11条第3項
法令の定め	<p>第十一条 知事は、第六条第一項又は第七条第五項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。</p>
審査基準	<p>設定</p> <p>屋外広告物のルール（所沢市役所建築指導課編集）</p>
標準処理期間	4日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

許認可等の種類	許可を受けた広告物の変更等の許可
根拠法令と条項	埼玉県屋外広告物条例第12条第1項
法令の定め	<p>(変更等の許可)</p> <p>第十二条 第六条第一項又は第七条第五項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。</p>
審査基準	<p>設定</p> <p>屋外広告物のルール（所沢市建築指導課編集）</p>
標準処理期間	4日
処分担当窓口	街づくり計画部建築指導課
備考	